情報あら

地方自治法の改正により 助役から副市長へ

少子高齢化や地方分権改革の推進などにより、市町村の所管する行政分野が拡大し、その役割や責任も増大していることから、市長を支えるマネジメント機能の強化を図るため、『助役』・『収入役』を廃止し、新たに『副市長』・『会計管理者』を設けることとした地方自治法の改正が、昨年6月7日に行われました。

市は、これを受け4月1日から、 助役が副市長となり、行政運営の円 滑な執行を担うことになりました。

また、収入役については、助役が 兼務していましたが、4月1日から は一般職員である会計管理者が、適 正な会計事務の執行を担うことにな りました。

> 問い合わせ 人事・行政管理グループ (**な**⑧ 1 1 3 2)

郷土資料館より 郷土資料

申し込み・問い合わせ 郷土資料館(**☆**®1339)

大空を泳ぐこいのぼりと五月武者人形展

- **▶期間** 4月3日(火)~5月5日(土)
- ▶内容 約70匹のこいのぼりを郷土資料館 の正面と裏側に掲げます。また、館内で は五月人形を展示します
- ▶入館料 小·中学生60円、高校生以上 190円
- ※4月17日 (火~5月5日(土)は、小・中学生 の入館料は無料です。



べこもちづくりとお話の会

- ▶日時 4月21日(土) 9時30分~12時
- ▶対象 小学生以上の方
- **▶定員** 20人 (申込順)
- **▶参加料** 100円
- ※高校生以上の方は、別途入館料190円がかかります。
- ▶持ち物 上靴、エプロン、三角きん、手ふき、持ち帰り用の容器
- ▶申し込み 4月5日(水から電話(10時~17時)で、お申し込みください

毎週月曜日 (4月30日を除く)と 5月1日(火)・2日(水)は休館日です

消防からのお知らせ

4月20日~30日は

春の全道火災予防運動

『消さないで あなたの心の 注意の火。』を統一標語に、春の全道火災予防運動が行われます。これからは空気が乾燥し、火災の発生しやすい時季になります。昨年は、市内で22件の火災が発生し、ストーブやこんろ、電気配線などからの出火が、火災原因の上位を占めました。

油断や不注意ですべてを灰にしてしまう火災。火の怖さを認識し次のことに注意しましょう。

- てんぷらを揚げるときや凝固剤を使用するときは、 その場を離れない。
- ●家の周りに燃えやすいものを置かない。
- ●寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- ●子どもには、マッチやライターで遊ばせない。
- ●電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- ●ストーブの周囲に燃えやすいものを置かない。
- ●物置や車庫などは、施錠する。
- ●外出するときや就寝前は必ず火の元を確かめる。 なお、消防署は、火災予防運動の期間中、事業所 や町内会などを対象に、防火懇談会や消火訓練など 防火活動についての指導を行っています。

消防団員募集中

消防団員は、普段ほかの仕事に就きながら、 火災や自然災害が発生 したときに出動する非 常勤の地方公務員です。

あなたも消防団に加入して、災害に強いまちづくりに参加しませ

んか。



▶対象 市内に居住する18歳以上45歳未満の健康な方

危険物取扱者試験を行います

- **▶月日** 6月17日(日)
- ▶試験の種類・場所
- ●苫小牧市…甲種・乙種(第1~6類)・丙種
- ●室蘭市…乙種(第1~6類)・丙種
- **▶受付期間** 4月23日(月)~5月9日(水)

申し込み・問い合わせ 消防本部総務グループ (**35**89 8 6 1 1)